

平成26年 3月31日
沖 縄 県

「沖縄県土木建築部における事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い」
の一部改正について

みだしのことについて、下記のとおり改正しましたので、通知します。

記

1 主な改正点

(1) 「8 入札の辞退」に関する規定の追加

(2) 「10 落札候補者の決定」に関する規定の改正

有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とし、原則として、当該落札候補者（1者）から申請書等の提出を求めることとする。ただし、取り抜け設定案件等、必要に応じて、発注者の判断により、2位以降の者からの申請書等の提出を求めることができるものとした。

2 「沖縄県土木建築部における事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い」（別添）

3 施行年月日

平成26年4月15日以降に入札する案件から適用する。